

## 第2章 計画の内容

### 目標1 家庭における男女共同参画の実現

#### <実現したすがた>

- 男性・女性、大人・子どもが家族の一員として意見を出し合い、互いの協力により、豊かで充実した家庭を築いている。
- 家族全員で家事・育児・介護を分担し、喜びと責任を分かち合っている。
- 社会全体で子育て支援が行われており、子育て家庭が多様なサービスを活用し、安心して子どもを生み育てられる環境が整っている。
- 必要に応じて、多様な介護サービスを活用し、介護を社会全体で支える環境が整っている。

#### 施策1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発

##### 【現状と課題】

平成22年度に実施した県民意識調査によると、家庭内での役割分担について、主に夫が担っているのは「家計を支える」であり、一方、主に妻が担っているのが「家事」「子どもの世話・しつけ」「病人・老親の世話（介護）」となっており、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担は依然として残っており、この傾向は共働き世帯でも同様となっています。家事、育児、介護については、女性の負担が大きく、その軽減に向けた取組が必要です。

##### 【方向性】

男女共同参画推進の基礎は家庭であり、家庭内での理解、コミュニケーションを深めるとともに、男女が、家族の一員として相互に協力しながら、家庭内でそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識啓発を行うとともに、必要な知識・技術習得の支援を行います。

また、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしていることから、性別による固定的役割分担意識を持たせないようなしつけや親の意識、生活態度の見直しなどの働きかけを進めていきます。

##### 【具体的施策】

#### 1 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発

男女が、家族の一員として相互に協力しながら、家事・育児・介護等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識啓発を行います。

#### 2 男女平等意識を育てる家庭教育の推進

男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図るため、家庭教育に関する学習機会を提供します。

### 3 家庭教育に関する相談体制の充実

都市化、核家族化等家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を抱える親に対しての支援として、相談体制の充実を図ります。

## 施策1-2 育児及び介護を支える環境づくり

### 【現状と課題】

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会の変化等により、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤立感や不安感の増大といった問題が生じています。

また、介護が必要となった場合、住み慣れた家や地域で暮らし続けることを望む人が多くおり、介護を担う家族の精神的・肉体的・経済的負担の軽減が求められています。

### 【方向性】

子育てや介護を社会全体で支えていく機運の醸成や体制の整備を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高い保育サービスの整備・充実、適正で質の高い介護サービスの提供を行います。

### 【具体的施策】

#### 4 多様な保育サービス等の充実

子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後保育などの多様な保育サービス等の充実を図ります。

また、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の放課後対策の充実を図るとともに、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

#### 5 介護サービスの整備・充実

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、利用者が利用しやすい介護サービスの充実を図ります。また、家庭で介護をする者に対して、介護技術の講習会等を開催します。

#### 6 地域における子育て・介護支援の充実

地域で子育てや介護を支援するための拠点づくりや子育て家庭の相互交流できる場の提供等の充実を図ります。

#### 7 子育て・介護に関する相談体制等の充実

子育て・介護に悩む人が相談しやすい体制を整備するとともに、インターネット等を活用し、子育て・介護支援に関する情報提供の充実を図ります。

## 施策1-3 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

### 【現状と課題】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部の発見が困難な家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、重大な被害になることがあります。

配偶者等からの暴力を防止するためには、広く県民に対し、男女がそれぞれの人権を尊重し、いかなる場合も暴力を容認しない意識の醸成や、配偶者等からの暴力は、身体的なものだけでなく、精神的、経済的なものも含まれることや、被害者の心身のダメージ、厳しい経済状況などに関する正しい理解を進めるとともに、相談窓口や法令の内容、関連する制度について周知を図る必要があります。

さらに、若い世代においては、交際相手からの暴力（デートDV）も問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発、教育・学習を推進する必要があります。

### 【方向性】

DV防止のためには、「沖縄県配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画」（DV防止基本計画）に基づき、関係機関と連携し、広報・啓発や相談体制の充実、被害者の保護及び自立支援に取り組めます。

### 【具体的施策】

#### 8 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止

配偶者等からの暴力について、社会的認識の徹底を図るための意識啓発を推進するとともに、関係機関・団体との連携を強化します。

配偶者等からの暴力を未然に防止するため、若い世代を対象とした交際相手からの暴力（デートDV）防止に関する教育・啓発を行います。

暴力を振るうことは人権侵害であるということを加害者に理解させ、暴力に頼らない人間関係を築くことができるよう意識啓発を行うとともに、暴力を止めたいと自覚している加害者に対し個別相談を行います。

#### 9 配偶者等からの暴力の被害者の相談体制の充実

被害者の精神的負担に配慮した相談、カウンセリングの充実や相談員の資質向上などを進め、被害者が相談しやすい体制を充実します。

#### 10 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援

被害者の一時保護とともに、同伴児童の心理的ケア、保育機能及び学習支援の充実を図ります。

また、一時保護後の被害者の自立のため、被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進します。

## 施策1-4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

### 【現状と課題】

男女が心身及び健康について正確な知識・情報を得て、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。

特に、女性は、妊娠・出産の可能性があることから、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康に過ごすためには、女性の身体について男女が共に正しい情報を得る必要があります。

### 【方向性】

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」（※1）の視点に立って、命の大切さや正しい性の知識の教育など意識の啓発も含め、男女の健康支援を総合的に進めます。

### 【具体的施策】

#### 11 生涯を通じた健康づくりの支援

男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごすため、子どもから高齢者まで全世代を通じた生活習慣の改善を推進します。

男女それぞれ特有の疾病を予防するため、正しい知識について啓発普及を図るとともに、検診を受けやすい体制整備を推進します。

#### 12 健康教育及び性教育の推進

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校における健康教育及び発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

保健担当教諭・養護教諭等を対象とした各地区の性教育研修会を通して、性教育の充実を図ります。

#### 13 妊娠・出産期における女性への健康支援

安心して子どもを産むことができるよう、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療サービスの提供等が受けられる体制の整備や周産期保健医療対策の充実を図ります。

（※1）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成6(1994)年の国際人口／開発会議、平成7(1995)年の第4回世界女性会議(北京会議)で提唱された考え方

○性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

○性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出生間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利

## 目標2 職場における男女共同参画の実現

### <実現したすがた>

- 募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、職員一人ひとりの個性、能力、意欲が十分に発揮できている。
- 方針決定過程に女性が対等に参画し、いきいきと活躍している。
- 家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間で、男女ともにゆとりと充実感をもって働いている。

### 施策2-1 多様な就業を可能にする環境の整備

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、生涯を通じて働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮して自己実現につなげていくことが重要です。また、そのことが生活の経済的基盤を確保し経済社会の活性化にもつながります。

女性の社会進出は進んでいるものの、育児や介護等で就業を中断せざるを得ない場合が多くあります。

#### 【方向性】

就職・再就職、継続就業、キャリアアップ、起業など、男女の生涯にわたる雇用・就業に係る支援を進めます。

また、いったん退職しても再就職できるよう再就職支援をはじめ、女性の雇用機会の拡大と能力開発、自営業・起業家等への支援を進めます。

#### 【具体的施策】

##### 14 職業能力発揮に対する支援

就職・再就職、キャリアアップ、起業、あらゆる産業への参画などを希望する人に対し、その実現に向けた実践的・継続的な支援を進めるため、関係機関と連携して相談助言や情報提供を推進します。

##### 15 再就職希望者に対する支援

育児などにより就業を中断した女性やひとり親家庭の親など、就職・再就職を希望する女性のために、相談、雇用情報の提供、能力開発の支援を行います。

##### 16 起業家を目指す女性への支援

起業に必要な基礎知識、ノウハウの習得やネットワークづくり、事業資金の融資などの支援を行います。

## 施策2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 【現状と課題】

国において、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改定など法律や制度の整備は着実に進められ、女性の社会進出は確実に進んでいます。

しかし、一般労働者における男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの未だ解消には至ってなく、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響しているものと考えられます。また、女性の雇用者に占めるパート・アルバイト等非正規雇用者の比率は男性より高く、正規雇用者と非正規雇用者の待遇の格差が男女の給与の格差につながっています。

女性は出産、育児などにより就業を中断せざるを得ない状況があることから、女性の就業継続の支援を行う必要があります。

県民意識調査によると、職場における待遇は「賃金・昇進・昇格」、「人事配置」などの面で男性優遇と感じる割合が高くなっています。

### 【方向性】

男女雇用機会均等法等の周知や、事実上生じている男女間の格差を解消するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※2）の導入等、就業環境の整備に向けた取組を行います。

### 【具体的施策】

#### 17 男女雇用機会均等法等の広報啓発

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取り扱いが行われることがないように、事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の労働関係法令や制度の周知を図ります。

#### 18 労働相談の実施

雇用の場における差別の解消や労働条件の整備に向けた相談体制の充実を図ります。

#### 19 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進

企業に対して、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入についての啓発を行います。

#### 20 セクシュアル・ハラスメント対策の促進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上配慮すべき事項の周知を図ります。

（※2）積極的改善措置（ポジティブ・アクション）…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること  
例：県の審議会等委員への女性の登用のための目標設定、管理職における女性比率の目標設定

## 施策2-3 農林漁業における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

農林漁業に従事している女性は、生産や経営の実質的な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、その貢献に対して適正な評価がなされていなかったり、経営の方針決定等に参画していないことが多い現状にあります。

また、家族経営が多く、生活と経営が密接につながっていることから、労働時間や休日等が不明確となりがちであり、家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件を明確にする必要があります。

### 【方向性】

農林漁業における男女共同参画を確立するためには、家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進めるとともに、女性の農林漁業技術や経営能力を高める等の資質の向上を図りながら、生産組織や組合、地域の様々な方針決定の場に女性の参画を推進します。

また、女性の参画促進と平行して、農林漁業における仕事と生活の調和を促進するため、家事・育児・介護等の家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件を明確にした家族経営協定の締結を進めます。

### 【具体的施策】

#### 21 女性リーダーの育成

農林漁業団体等における多様な交流や組織活動の活性化を支援し、女性リーダーの育成及びネットワーク化を図ります。

#### 22 家族経営協定づくりの推進

女性の農林漁業者が主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する家族経営協定の締結を推進します。

#### 23 女性の経営能力向上の支援

女性が経営者としての能力を高め、男女が協力して生産活動や経営活動に取り組めるよう、必要な知識・技術を習得するための講座などを開設し、女性の経営参画を促進します。

## 施策2-4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 【現状と課題】

県民意識調査によると、仕事、家庭生活などとの調和に関する理想と現実について、理想は「仕事と家庭生活を（ともに）優先」が29.4%と最も高くなっていますが、現実には「仕事を優先」が26.8%と最も高くなっており、理想と現実で乖離があります。また、仕事と家庭の両立のために必要なこととして、男女とも、「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境を進める」が56.3%と最も高く、次いで「労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入」となっています。

少子・高齢化が進展する中、育児・介護休業制度についての法整備等が進められていますが、職場によっては、育児休業、介護休業等を取得しづらい雰囲気があることや育児をしながらの就業が困難な環境が指摘されています。

### 【方向性】

男女が共にやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動において、多様な生き方が選択できるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた環境づくりを進めていきます。

男性の育児休暇の取得の促進など、仕事と育児の両立が可能な職場環境を確立するとともに、長時間労働の削減、有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図るための取組みを推進します。

### 【具体的施策】

#### 24 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発

企業をはじめ労働者及び一般県民に対して、仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性についての意識啓発を図ります。また、企業に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の働きかけを行います。

#### 25 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり

社員の仕事と生活の調和の実現を積極的に支援する企業を認証・登録し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価し、労働者の多様な働き方を推進します。

#### 26 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進

育児・介護休業制度の啓発とともに、臨時的・突発的な保育や軽易な介護等に対する地域での相互援助活動を推進します。

## 目標3 地域における男女共同参画の実現

### <実現したすがた>

- 地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されている。
- 男女が同じように地域の行事等に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
- 地域の中での助け合いや公的サービスにより、子育て中の男女や高齢者などが安心して生活し、地域活動に参画している。

### 施策3-1 地域活動を推進するための連携・協働

#### 【現状と課題】

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たしています。しかし、少子高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など地域は様変わりしており、様々な年代の男女が共に地域づくりに積極的に取組まないと立ち行かない状況にあります。

県民意識調査によると、地域活動に参加していない人は47.0%と高く、参加していない理由は、「仕事や家事等で忙しくて時間がないから」が最も多く、次に「地域活動に関する情報が少ない」、「地域で興味や関心の持てる活動が行われていない」となっています。

#### 【方向性】

暮らしやすく活力ある地域社会を形成するためには、様々な地域活動への男女の参画を促進するとともに、県民が希望する地域活動に取組むことができるよう情報提供を進めます。

また、高齢者の経験を活かした就業やボランティア活動等の推進、高齢者が培ってきた経験や知恵を、地域の財産として次世代へ受け継ぐための世代間交流などに取組みます。

防災対策においては、地域社会の果たす役割や男女のニーズの違いを把握することの重要性が改めて認識されており、男女共同参画の視点に留意して対策を推進します。

#### 【具体的施策】

##### 27 地域活動への参画の促進

P T A、自治会、地域・まちづくり、ボランティアなど様々な活動の場へ、多様な年代の男女の参画が進み、地域活動への参画が拡大するよう学習の場の提供及び情報提供を行います。

高齢者の就労や学習活動を通じた社会参画の推進、地域の自主的な組織である老人クラブの活動支援を行います。

## 28 各種地域団体との連携及びその活動の支援

地域におけるNPOや女性団体、ボランティア団体等の活動を支援するとともに、これらの団体との連携及び協働を推進します。

## 29 防災・復興における男女共同参画の推進

地域において、自主防災組織の設置や消防団、ボランティア等の防災活動への男女の参画を促進します。また、防災計画の段階から、女性の参画についても配慮します。

被災後は、男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援に取組みます。

## 施策3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

### 【現状と課題】

高齢化の進行、未婚や離婚の増加に伴う単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規労働者の増加、家庭・地域・社会の絆の弱まりなど、社会の変化を背景に、高齢者、障害者、ひとり親家庭などにおいて、生活上様々な困難を抱える人が増加しています。

65歳以上の一人暮らし世帯は男女ともに増加していますが、その増加率は女性よりも男性の方が高くなっています。また、要介護（要支援）の高齢者は年々増加しています。

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、長年暮らしてきた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域全体での支え合いが必要です。

障害者においては、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、自立した日常生活を営み、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、支援を図る必要があります。

また、日常生活における自立や社会参画の際に制約を受けがちな高齢者や障害者が、あらゆる分野の活動に参加できるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー化に取り組む必要があります。

ひとり親家庭の世帯は年々増加しています。ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うこととなるため、様々な面で困難な状況に置かれています。そのため、各家庭の実情に応じた就業援助等の自立支援や、各種支援施策の情報提供など、ひとり親家庭等が安心して暮らすことができる生活環境の整備を図る必要があります。

### 【方向性】

高齢者、障害者、ひとり親家庭等については、自立した生活を送るための支援、地域で安心して暮らすための環境整備を行います。

### 【具体的施策】

## 30 高齢者の自立した生活に対する支援

介護が必要な高齢者が、安心して住み慣れた地域や家庭において生活が継続できるようにするとともに、介護する家族に大きな負担がかかることがないように、地域の実情に応じた在宅介護サービス及び福祉サービス等の充実を図ります。

一人暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者が地域で孤立することがないように、訪問活動などを行うボランティアの育成等の充実を図ります。

### 31 障害のある人の自立支援と生活環境の整備

障害のある人が身近な地域において安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の整備促進、生活訓練や就労訓練等の日中における活動の場の充実、グループホーム等の住まいの場の確保などの充実を図り、障害者の自立及び社会参加を支援します。

### 32 ひとり親家庭等の自立支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業において、ひとり親家庭等に対する就業相談や就業支援講習会を実施し、就業支援を行います。

また、一時的に家事・育児支援が必要な場合に、家庭生活支援員の派遣や生活上の問題の相談事業等、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための各種支援策に取り組めます。

## 施策3-3 市町村における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

市町村男女共同参画基本計画を策定した市町村は、平成23年4月現在15市町村（36.6%）となっており、講演会等の啓発事業の実施など市町村での男女共同参画に関する取組は徐々に広がりを見せていますが、取組状況はばらつきがあります。

### 【方向性】

男女共同参画の意識を各市町村に広め、それぞれの地域の特性や実情に応じた取組を進めるためにも、市町村に対する支援を行います。

### 【具体的施策】

### 33 市町村における男女共同参画の推進の支援

各市町村で男女共同参画の施策が一層推進されるよう、男女共同参画に関する各種情報の提供や市町村の男女共同参画の推進状況調査及び情報提供を行います。また、市町村男女共同参画計画の策定及び男女共同参画推進の取組を支援します。

## 目標4 社会全体における男女共同参画の実現

### <実現したすがた>

- 男女が対等に企画や方針決定に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重している。

### 施策4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策や方針の決定の場に男女が参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要です。

県の各種審議会等における女性委員の割合は、平成23年4月現在30.7%となっており、平成17年の26.6%から着実に増加していますが、平成19年策定の沖縄県男女共同参画計画（後期）の数値目標である35%には達していません。また、市町村においては、平成23年4月現在25.6%となっており、県、市町村ともになお一層、女性の参画を促進する必要があります。

#### 【方向性】

今後、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の更なる参画に向けて、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をはじめとする様々な取組について、県が率先して進めていくとともに、市町村・企業・団体に対する働きかけや支援を推進します。

#### 【具体的施策】

#### 34 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大

県審議会等への女性の参画促進に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取組み、女性委員割合の目標値を設定し参画を推進します。また、市町村における審議会委員などへの女性の参加促進や女性職員の職域拡大・管理職への登用が進むよう働きかけや情報提供などの支援を行います。

#### 35 県の管理職への女性の積極的登用及び職域拡大

県の管理職への女性の積極的な登用に引き続き努めるとともに、職域拡大と能力開発を一層推進することで、管理職への登用の拡大に向けた女性の人材育成に努めます。

#### 36 企業や団体における女性の参画促進

企業や団体に対し、女性の管理職や役職への登用促進などの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性等について啓発を行います。

## 施策4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進

### 【現状と課題】

県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、学校教育の場では 59.6%が平等と感じていますが、社会通念・慣習・しきたりなどでは不平等感が強くなっています。

社会制度や慣行の中には、性別による固定的役割分担意識を前提とするものが数多く残されており、このことが、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮して、多様な生き方を選択することを妨げている場合があります。

### 【方向性】

家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、性別による固定的役割分担意識を解消するとともに、社会制度や慣行の見直しに向けての取組を進めます。

また、男女を問わず性同一性障害などを有する人々に対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要であることの啓発を行います。

### 【具体的施策】

#### 37 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めます。

また、男女共同参画の基礎となる人権尊重意識を高めるための啓発事業や男女のさまざまな問題の相談に対応します。

#### 38 男女共同参画を推進する学習機会の充実

沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する多様な講座を開催するとともに、市町村と連携し、男女共同参画の学習機会を充実します。

## 施策4-3 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進

### 【現状と課題】

多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭、地域、職場などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠です。男女共同参画社会は男性にとっても個性と能力を発揮しチャレンジできる社会であることや、男女が共に家庭・社会の責任を担うことで、あらゆる場面で活躍するチャンスが広がることなどについて、男性の理解を促進し意識改革を進めることが必要です。

また、男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画についての正しい理解や自立の意識を持つことが大切であり、そのためには、学校や家庭、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

### 【方向性】

男性の理解を促進し意識改革を進めるための取組みを行います。

学校教育においては、発達段階に応じて、人格の尊重や男女平等に関する教育の充実に努めるとともに、個性と能力を発揮できるよう指導を充実します。

### 【具体的施策】

#### 39 男性の理解促進・意識啓発

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、男性の仕事優先の考え方の見直しや、家事、育児、介護などを男女が分担して行うことなどについて意識啓発を行います。

#### 40 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じた指導の充実を図ります。

#### 41 キャリア教育の推進

男女共同参画の視点に立ち、将来の生き方を考え、自らの個性を生かし、自らの希望にあった進路を選択できる能力や勤労観・職業観を身に付けることができるよう総合的なキャリア教育を推進します。

#### 42 教職員研修の実施

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

## 施策4-4 男女間における暴力の根絶

### 【現状と課題】

すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー行為などさまざまです。男女ともに被害を受けている人はいますが、被害者の多くは女性であり、被害も深刻です。こうした暴力の根底には、女性の人権の軽視があるといわれており、男女共同参画社会を形成していく上で、男女間における暴力の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。

### 【方向性】

暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

### 【具体的施策】

#### 43 男女間における暴力防止についての意識啓発及び環境整備

男女間におけるあらゆる暴力を防ぐため、暴力は人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるべきではないことについて、県民に対し一層の意識啓発を行います。

被害者がその被害を安心して相談できるような環境整備に努めるとともに、地域における防犯の取組を進めます。

#### 44 性犯罪への対策の推進

性犯罪の特質や被害者の感情等に配慮し、事情聴取や病院等への付き添いを女性警察官が行うとともに、産婦人科医師等、関係機関との連携により、被害者の負担を軽減するよう努めます。

また、性犯罪被害者の相談事業等を行っている団体の活動を支援します。

#### 45 売買春及び児童ポルノ排除への対策の推進

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行います。

また、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じるなど、売買春を未然に防止するため、婦人保護事業の一層の充実に努めます。

児童買春、児童ポルノに係る行為等が被害児童の人権を著しく侵害し、かつ、児童を性の対象とする風潮を助長し、青少年の健全育成の大きな障害となっていることにかんがみ、取締りの強化とともに、被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護、支援の充実等を図ります。

#### 46 ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為においては、被害者保護等を適切に実施するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法にふれる行為に対しては、行政措置、検挙措置等を講じていきます。

ストーカー行為の被害者の支援については、ストーカー規制法に基づく援助のほか、

各種被害者防止策を的確に実施します。また、関係機関との連携を強化して効果的な被害者支援を推進します。

#### 47 人身取引の対策の推進

人身取引においては、警察等関係機関が連携し、関係法令の適切な運用と必要に応じた被害者の保護を実施します。